



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

平成30年5月29日（火）

記者発表項目

- ① 雇用失業情勢《平成30年4月分》（5月29日発表）
- ② 「平成30年度大学等就職面接会」を開催いたします！（5月29日発表）
- ③ 次世代育成対策推進法に基づく「子育てサポート企業」を認定！（5月29日発表）
- ④ 第2回みやざき働き方改革推進会議開催（5月24日発表）
- ⑤ 宮崎労働局・労働基準監督署・公共職業安定所主要行事予定《平成30年6月分》（5月29日発表）

※その他

宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第15号）

担当窓口

雇用環境・均等室 福満（ふくみつ）
宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階
電話番号： 0985 - 38 - 8821
ファックス： 0985 - 38 - 5028



記者発表メモ

本日の記者発表の内容につきましては、宮崎労働局のHPにも同時掲載しています。

宮崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



- 5/30 第2回みやざき働き方改革推進会議(宮崎合同庁舎2階大会議室 15～17時)
- 6/4 次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階局長室 13:30～14:00)
- 6/4 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル 13～16時)
- 6/21 合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30～15:10)

宮崎労働局発表
平成30年5月29日解禁

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部長 山下 拓志
職業安定課長 花田 良和
地方労働市場情報官 岩下 利男
(代表電話)0985(38)8823

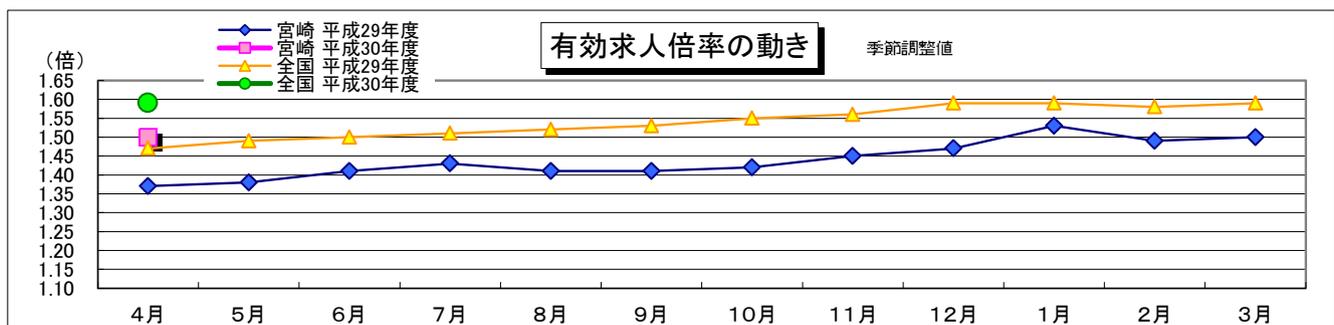
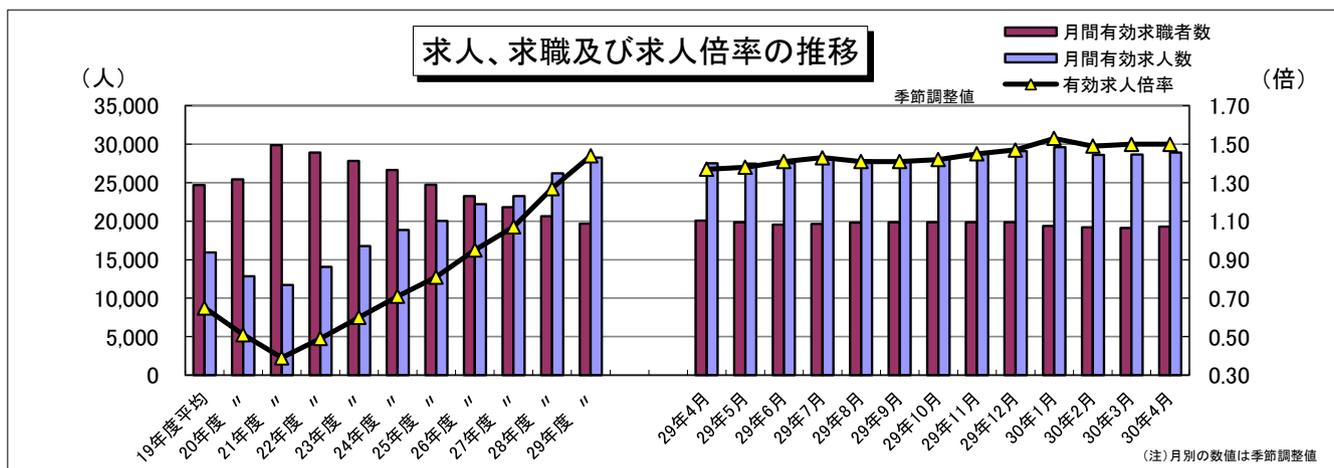
報道関係者 各位

雇用失業情勢(平成30年4月分)

平成30年4月の有効求人倍率(季節調整値)は1.50倍と前月と同水準。
有効求人倍率は、34ヶ月連続で1倍台を維持。
正社員有効求人倍率(原数値)は0.90倍と前年同月より0.16ポイント上昇。
雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。

- ・平成30年4月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月と同水準で1.50倍となった。
- ・【有効求職者数】は、(季節調整値)前月比で0.9%増、前年同月比(原数値)で3.3%減(85ヶ月連続)
- ・【有効求人数】は、(季節調整値)前月比で0.9%増、前年同月比(原数値)で5.4%増(58ヶ月連続)
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)1.3%減、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)8.5%増となった。

本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比0.9%増加し、有効求人数(同)は前月比0.9%増加したことから、前月と同水準の**1.50倍**となった。
新規求職者数(原数値)は、前年同月比で1.3%(83人)減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比3.3%(699人)減少し85ヶ月連続となっている。
新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が10.9%(117人)減、離職者が1.1%(32人)減、無業者が5.4%(13人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は0.5%(4人)減となっている。
一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で8.5%(827人)増加となった。また、有効求人数(原数値)は前年同月比で5.4%(1,491人)の増加で58ヶ月連続となっている。
新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中12産業で増加となった。内訳としては、製造業が204人(23.5%)増、建設業が199人(33.8%)増、医療、福祉が165人(6.7%)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)が64人(3.7%)減、学術研究、専門・技術サービス業が58人(21.2%)減、複合サービス事業が22人(19.5%)減等(18産業中6産業で減少)となったことから、全体で827人(8.5%)の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍、ポイント)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
宮崎	平成29年度	1.37	1.38	1.41	1.43	1.41	1.41	1.42	1.45	1.47	1.53	1.49	1.50
	平成30年度	1.50											
全国	平成29年度	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59
	平成30年度	1.59											

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

1. 新規求職の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求職者数】(原数値)は、6,480人で1.3%(83人)減少となった。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が10.9%(117人)減、離職者が1.1%(32人)減、無業者が5.4%(13人)増となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は0.5%(4人)減となっている。

また、パートを除く新規常用求職者を10歳刻みの年齢階層別(6区分)にみると、24歳以下が0.2%(1人)減、25~34歳が8.1%(80人)減、35~44歳が4.7%(44人)減、45~54歳が3.1%(23人)増、55歳~64歳が8.2%(60人)減、65歳以上が9.7%(26人)増で、全体では3.2%(136人)減となっている。(別表7参照)

常用求職者を職業別にみると、「専門的・技術的職業」が8.2%(85人)増、「事務的職業」が1.6%(27人)減、「販売の職業」が10.8%(51人)減、「サービスの職業」が0.6%(6人)減、「農林漁業の職業」が18.2%(25人)減、「生産工程の職業」が6.9%(33人)減、「輸送・機械運転の職業」が14.1%(36人)減、「建設・採掘の職業」が11.2%(17人)減、「運搬・清掃等の職業」が0.1%(1人)増となった。

新規求職(パートを含む、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	6,563	5,385	4,819	4,637	5,010	4,928	4,956	4,104	3,494	5,216	4,974	5,570	59,656
平成30年度	6,480												6,480
対前年同月比	-1.3%												-1.3%

2. 新規求人の動き<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【新規求人数】(原数値)は、10,558人で8.5%(827人)増加となった。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中12産業で増加となった。内訳としては、製造業が204人(23.5%)増、建設業が199人(33.8%)増、医療、福祉が165人(6.7%)増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)が64人(3.7%)減、学術研究、専門・技術サービス業が58人(21.2%)減、複合サービス事業が22人(19.5%)減等(18産業中6産業で減少)となったことから、全体で827人(8.5%)の増加となった。(別表8参照)

新規求人(パートを含む、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	9,731	9,523	9,909	9,806	9,892	10,759	10,855	10,369	9,460	11,668	10,245	10,856	123,073
平成30年度	10,558												10,558
対前年同月比	8.5%												8.5%

3. 職業紹介状況について(パートを含む)<原数値>

<数値の対比は前年同月比>

○【職業紹介状況】は、紹介件数が822件(11.6%)減の6,248件となり、就職件数は4件(0.2%)減の2,394件となった。就職率(対新規求職者)は、0.4ポイント上回って36.9%となった。

うち、パートの紹介件数は80件(4.0%)減の1,940件となり、就職件数は3件(0.4%)減の845件となった。
就職率(対新規求職者)は、0.9ポイント下回って35.6%となった。

就職(パートを含む、件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
就職件数	平成29年度	2,398	2,504	2,393	2,116	2,137	2,315	2,300	2,146	1,766	1,849	2,174	2,701	26,799
	平成30年度	2,394												2,394
	対前年同月比	-0.2%												-0.2%
就職率	平成29年度	36.5%	46.5%	49.7%	45.6%	42.7%	47.0%	46.4%	52.3%	50.5%	35.4%	43.7%	48.5%	44.9%
	平成30年度	36.9%												36.9%

(注)就職率は新規求職者数に対する比率

4. 正社員有効求人倍率の動き<原数値>

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は0.90となり、前年同月比で0.16ポイント上昇した。

(正社員有効求人人数 12,125人 常用フルタイム有効求職者数 13,470人)

※正社員有効求人倍率:正社員有効求人人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者数にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率よりも低い値となる。

次回公表予定日 平成30年6月29日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	30年4月	30年3月	対前月 増減率(差) (%)	29年4月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,805	19,784	—	21,504	▲3.3
季節調整値	* 19,310	* 19,137	0.9	20,064	—
2 新規求職申込件数(件)	6,480	5,570	—	6,563	▲1.3
3 月間有効求人数(人)	28,958	30,230	—	27,467	5.4
季節調整値	* 28,912	* 28,646	0.9	27,501	—
4 新規求人数(人)	10,558	10,856	—	9,731	8.5
5 紹介件数(件)	6,248	7,379	/	7,070	▲11.6
6 就職件数(件)	2,394	2,701		2,398	▲0.2
7 就職率(6/2)(%)	36.9	48.5		36.5	0.4
8 充足数(件)	2,291	2,568		2,286	0.2
9 充足率(8/4)(%)	21.7	23.7		23.5	▲1.8

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	30年4月	30年3月	前月差 (ポイント)	29年4月
宮崎県	1.50	1.50	0.00	1.37
全国	1.59	1.59	0.00	1.47

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人) (受給者実人員=失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成28年度	3,919	4,652	4,811	4,912	5,273	4,993	4,705	4,439	4,153	4,060	3,956	3,868
平成29年度	3,540	4,395	4,290	4,489	4,914	4,568	4,591	4,229	3,828	3,874	3,706	3,670
平成30年度	3,581											

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	30年4月	30年3月	29年4月	前年同月差 (ポイント)
宮崎	1.47	1.67	1.39	0.08
延岡	1.05	1.11	0.90	0.15
日向	1.04	1.11	1.08	▲0.04
都城	1.90	2.01	1.60	0.30
日南	1.03	1.16	0.97	0.06
高鍋	1.15	1.25	0.95	0.20
小林	1.32	1.46	1.26	0.06
県計	1.39	1.53	1.28	0.11

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値 差:ポイント)

	30年4月	30年3月	前月差	29年4月
福岡	1.59	1.58	0.01	1.45
佐賀	1.30	1.29	0.01	1.21
長崎	1.19	1.22	▲0.03	1.16
熊本	1.74	1.64	0.10	1.60
大分	1.48	1.48	0.00	1.41
宮崎	1.50	1.50	0.00	1.37
鹿児島	1.27	1.24	0.03	1.16
沖縄	1.17	1.12	0.05	1.11

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	30年4月	30年3月	29年4月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	7,287	6,588	7,116	2.4
2 新規求職申込件数(件)	2,376	1,735	2,325	2.2
3 月間有効求人数 (人)	9,793	10,380	9,725	0.7
4 新規求人数 (人)	3,444	3,942	3,448	▲0.1
5 紹介件数 (件)	1,940	2,204	2,020	▲4.0
6 就職件数 (件)	845	944	848	▲0.4
7 充足数 (件)	777	874	805	▲3.5
8 充足率 (%)	22.6%	22.2%	23.3%	▲0.7

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	30年4月	563	912	890	764	669	293	4,091
	29年4月	564	992	934	741	729	267	4,227
	前年比	▲0.2%	▲8.1%	▲4.7%	3.1%	▲8.2%	9.7%	▲3.2%
在職者	30年4月	122	262	248	196	105	23	956
	29年4月	164	298	267	207	116	21	1,073
	前年比	▲25.6%	▲12.1%	▲7.1%	▲5.3%	▲9.5%	9.5%	▲10.9%
離職者	30年4月	323	603	609	538	550	258	2,881
	29年4月	314	650	627	505	582	235	2,913
	前年比	2.9%	▲7.2%	▲2.9%	6.5%	▲5.5%	9.8%	▲1.1%
事業主都合	30年4月	32	110	178	173	207	150	850
	29年4月	26	123	190	173	225	117	854
	前年比	23.1%	▲10.6%	▲6.3%	0.0%	▲8.0%	28.2%	▲0.5%
自己都合	30年4月	288	486	411	339	233	78	1,835
	29年4月	285	519	425	318	255	74	1,876
	前年比	1.1%	▲6.4%	▲3.3%	6.6%	▲8.6%	5.4%	▲2.2%
無業者	30年4月	118	47	33	30	14	12	254
	29年4月	86	44	40	29	31	11	241
	前年比	37.2%	6.8%	▲17.5%	3.4%	▲54.8%	9.1%	5.4%

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目	求 人 状 況				
	30年4月	30年3月	29年4月	前年同 月比(%)	
産業別・規模別					
A.B 農、林、漁業	329	291	300	9.7	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	9	9	10	▲10.0	
D 建設業	787	688	588	33.8	
E 製造業	1,072	910	868	23.5	
食料品製造業	254	273	243	4.5	
飲料・たばこ・飼料製造業	23	36	25	▲8.0	
繊維工業	67	58	96	▲30.2	
木材・木製品製造業	95	115	74	28.4	
家具・装備品製造業	3	14	11	▲72.7	
パルプ・紙・紙加工品製造業	15	12	2	650.0	
印刷・同関連業	42	39	38	10.5	
化学工業	37	43	24	54.2	
石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	
プラスチック製品製造業	36	52	54	▲33.3	
ゴム製品製造業	17	8	9	88.9	
窯業・土石製品製造業	19	22	16	18.8	
鉄鋼業	5	1	11	▲54.5	
非鉄金属製造業	4	0	0	-	
金属製品製造業	55	67	41	34.1	
はん用機械器具製造業	63	33	30	110.0	
生産用機械器具製造業	25	19	5	400.0	
業務用機械器具製造業	81	8	23	252.2	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	76	56	28	171.4	
電気機械器具製造業	17	18	20	▲15.0	
情報通信機械器具製造業	85	9	49	73.5	
輸送用機械器具製造業	46	15	34	35.3	
その他の製造業	7	12	35	▲80.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	9	12	▲91.7	
G 情報通信業	250	288	229	9.2	
H 運輸業、郵便業	610	439	542	12.5	
I 卸売業、小売業	1,308	1,336	1,206	8.5	
J 金融業、保険業	87	74	54	61.1	
K 不動産業、物品賃貸業	116	77	68	70.6	
L 学術研究、専門・技術サービス業	215	316	273	▲21.2	
M 宿泊業、飲食サービス業	753	648	699	7.7	
宿泊業	105	108	105	0.0	
N 生活関連サービス業、娯楽業	361	378	329	9.7	
O 教育、学習支援業	177	252	141	25.5	
P 医療、福祉	2,625	2,940	2,460	6.7	
Q 複合サービス事業	91	158	113	▲19.5	
R サービス業(他に分類されないもの)	1,681	1,878	1,745	▲3.7	
S.T 公務、その他	86	165	94	▲8.5	
合 計	10,558	10,856	9,731	8.5	
規 模 別	29人以下	6,891	7,297	6,486	6.2
	30～99人	2,416	2,434	2,269	6.5
	100～299人	941	883	757	24.3
	300～499人	127	111	136	▲6.6
	500～999人	107	120	70	52.9
1,000人以上	76	11	13	484.6	

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、0.90倍と前年同月比で0.16ポイント上昇。

（倍）

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.69	0.81	0.97
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	

（資料出所） 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

【参考指標】 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（30年4月）

「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人を用いた有効求人倍率」は1.65倍で受理地別の有効求人倍率(1.50倍)より0.15ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②/①	⑤ 【参考指標】 就業地別 有効求人倍率 ③/①	⑥差 ⑤-④
平成29年	4月	20,064	27,501	30,005	1.37	1.50	0.13
	5月	19,870	27,457	30,047	1.38	1.51	0.13
	6月	19,569	27,528	30,271	1.41	1.55	0.14
	7月	19,648	28,028	30,640	1.43	1.56	0.13
	8月	19,795	27,856	30,575	1.41	1.54	0.13
	9月	19,846	27,926	30,647	1.41	1.54	0.13
	10月	19,860	28,176	30,957	1.42	1.56	0.14
	11月	19,864	28,795	31,465	1.45	1.58	0.13
	12月	19,847	29,104	31,946	1.47	1.61	0.14
平成30年	1月	19,375	29,602	32,496	1.53	1.68	0.15
	2月	19,222	28,621	31,660	1.49	1.65	0.16
	3月	19,137	28,646	31,456	1.50	1.64	0.14
	4月	19,310	28,912	31,829	1.50	1.65	0.15

(資料出所) 宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、平成29年12月以前の数値は、平成30年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。



記者発表メモ

本日の記者発表の内容につきましては、宮崎労働局のHPにも同時掲載しています。

宮崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



- 5/30 第2回みやざき働き方改革推進会議(宮崎合同庁舎2階大会議室 15～17時)
- 6/4 次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階局長室 13:30～14:00)
- 6/4 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル 13～16時)
- 6/21 合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30～15:10)



宮崎労働局発表
平成 30 年 5 月 29 日

【照会先】
宮崎労働局職業安定部職業安定課
(担 当)
課 長 花田 良和
雇用企画係長 迫園 竜士
(電 話) 0985-38-8823

「平成 30 年度大学等就職面接会」を開催いたします！

～みやざきで働こう！！～

宮崎労働局（局長 吉田 研一）では、平成 31 年春大学等卒業予定者と、宮崎県内の企業との出会いの場を創出し、県内企業の優秀な人材の確保を支援することを目的とした「平成 30 年度大学等就職面接会」を開催します。

当該面接会は、県内で開催される学生を対象とした面接会としては、最大規模のもので、当日は、企業と参加者とが各ブースにおいて面接を行うこととしています。

1. 日 時：平成 30 年 6 月 4 日（月）
13 時 00 分から 16 時 00 分まで（受付開始は 12 時 30 分から）
2. 場 所：宮崎観光ホテル東館 3 階光耀の間
3. 主 催：宮崎労働局・宮崎新卒応援ハローワーク・県内各ハローワーク
宮崎県・宮崎市
4. その他：①参加企業数 70 社
②参加無料です。事前の申し込みや履歴書は不要ですが、当日会場で受付票・プロフィールカードを提出し、希望する企業のブースを訪問してください。
受付票・プロフィールカードは、事前に労働局のホームページから書式をダウンロードできます。受付の混雑が予想されますので、事前に準備できる方は、必要部数をご持参ください。
③参加する企業名等は、宮崎労働局HPで5月1日より公開中です。



記者発表メモ

本日の記者発表の内容につきましては、宮崎労働局のHPにも同時掲載しています。

宮崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



- 5/30 第2回みやざき働き方改革推進会議(宮崎合同庁舎2階大会議室 15～17時)
- 6/4 次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階局長室 13:30～14:00)
- 6/4 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル 13～16時)
- 6/21 合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30～15:10)



宮崎労働局発表
平成30年5月29日解禁

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 丸山太一
監理官 多田真理子
指導係長 谷口恵子
(電話)0985(38)8821

次世代育成対策推進法に基づく

— 「子育てサポート企業」を認定！ —

宮崎労働局（局長 吉田研一）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、株式会社 アイネットサポート宮崎（宮崎市） を子育てサポート企業（通称：くるみん認定）として、認定を決定しました。これで、県内におけるくるみん認定企業は27社になります。

「認定交付式」は、宮崎合同庁舎5階 局長室にて実施します。

次世代法に基づく認定通知書交付式

【日時】平成30年6月4日（月） 午後1:30～

【場所】宮崎合同庁舎 5階 宮崎労働局 局長室

（宮崎市橘通東3丁目1番22号）

【内容】 ・局長あいさつ
・認定通知書の交付 等

※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです。

【次世代法に基づく認定とは】

次世代法は、次世代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を図るための法律です。企業は、仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備や多様な労働条件整備に取り組むために「一般事業主行動計画」を策定することになっています。厚生労働大臣は、行動計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業を、「子育てサポート企業」として認定しています。



－添付資料－

資料 1 2018年認定企業【株式会社 アイネットサポート宮崎】取組状況等の概要

資料 2 次世代法に基づく認定基準

資料 3 宮崎労働局における認定企業名簿

株式会社 アイネットサポート宮崎

所在地 : 宮崎県宮崎市
事業内容 : コールセンター業
労働者数 : 99名 (男性51名、女性48名)



1 一般事業主行動計画

(1) 計画期間 平成 27 年 12 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(2) 行動計画の内容

① 育児休業について、男性が 1 名以上取得し、女性の取得率を 75% 以上にする。

2 目標に対する取組結果

リーダー以上の責任者を対象にした育児休業等に関する研修会及び、育休取得希望者を対象とした研修を実施し、計画期間内に、男性の育児休業取得者 2 名、女性の育児休業取得率 100% を達成した。

3 計画期間中の育児休業等の取得者数

<男性> 育児休業者 2 名 (1 名転籍、1 名退職)
子の看護休暇 1 名 ※300 名以下の特例

<女性> 育児休業者 3 名 (出産した女性労働者 3 名、育児休業取得率 100 %)

4 その他の認定基準達成状況

(1) 小学校就学前の子どもを育てる労働者のための措置

育児短時間勤務制度について、小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

① 年次有給休暇の取得促進のための措置

年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取得率の数値目標を掲げ、年休取得促進のチラシを作成し、掲示して周知した。



くるみん認定基準

- 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
- 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。
- 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと
 - 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること
 - 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上であり、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること

<労働者数300人以下の企業の特例>
計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

 - 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。
 - 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。
 - 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。
- 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

<従業員300人以下の企業の特例>
上記6を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
- 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。
- 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと
 - フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。
 - 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること。
 - 所定外労働の削減のための措置
 - 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません
- 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

※「その他関係法令に違反する重大な事実」とは、以下の法令違反等を指します。

 - 労働基準法、労働安全衛生法等に違反して送検公表
 - 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法で勧告
 - 労働保険料未納
 - 長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし
 - 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反
 - 違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名公表等



プラチナくるみん認定基準

- 1～4 改正くるみん認定基準1～4と同一。
5. 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと
 - 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者の割合が13%以上
 - 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に対する育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

<従業員300人以下の企業の特例>
計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいない場合でも、改正くるみん認定の5の①、②、④もしくは「計画の開始前3年間に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上」のいずれかに該当すれば基準を満たす。
- 6・7・8 改正くるみん認定基準6・7・8と同一。
9. 改正くるみん認定基準の9の①～③すべてに取り組み、①又は②について数値目標を定めて実施し、達成すること。
10. 計画期間において、
 - 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が90%以上
 - 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職（育休中を含む）している者の割合が55%以上のいずれかを満たすこと。

<従業員300人以下の企業の特例>
上記10の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を併せて計算し①又は②を満たせば、基準を満たす。
11. 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。
12. 改正くるみん認定基準10と同一。

「フルタイムの労働者等」とは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。



(宮崎労働局における次世代法に基づく認定企業名簿)

資料 3

くるみん認定企業一覧

認定企業数 27社 (内、3社2回認定)

認定件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年
1	医療法人 和敬会	医療、福祉	西臼杵郡高千穂町	2007年
2	株式会社 ホンダロック	製造業	宮崎市	2007年
3	株式会社 宮崎銀行	金融業、保険業	宮崎市	2011年・2014年
4	医療法人 久康会	医療、福祉	延岡市	2011年・2015年
5	国立大学法人 宮崎大学	教育・学習支援業	宮崎市	2013年
6	株式会社 丸正フーズ	製造業	えびの市	2014年・2017年
7	宮崎交通 株式会社	運輸業、郵便業	宮崎市	2014年
8	学校法人 南九州学園	教育・学習支援業	宮崎市	2014年
9	株式会社 旭化成アビリティ	サービス業 (他に分類されないもの)	延岡市	2014年
10	株式会社 悠 隆	医療、福祉	延岡市	2014年
11	社会福祉法人 宮崎福祉会	医療、福祉	宮崎市	2015年
12	医療法人 如月会	医療、福祉	宮崎市	2015年
13	社会福祉法人 常陽社会福祉事業団	医療、福祉	都城市	2015年
14	医療法人社団 高信会	医療、福祉	宮崎市	2015年
15	社会福祉法人 愛泉会	医療、福祉	日南市	2015年
16	スカイネットアジア航空株式会社	運輸業、郵便業	宮崎市	2015年
17	株式会社 グローバル・クリーン	清掃業・ビルメンテナンス	日向市	2015年
18	社会福祉法人 愛育福祉会	医療、福祉	延岡市	2015年
19	医療法人 建悠会	医療、福祉	延岡市	2015年
20	株式会社 宮崎日日新聞社	情報通信業	宮崎市	2015年
21	株式会社 フェニックスシステム研究所	情報通信業	宮崎市	2015年
22	社会福祉法人 ときわ会	医療、福祉	小林市	2015年
23	株式会社 アラタナ	情報通信業	宮崎市	2015年
24	有限会社 ケアプロジェクト	医療、福祉	宮崎市	2016年
25	えびの電子工業 株式会社	製造業	えびの市	2017年
26	医療法人社団 栄正 慈英病院	医療、福祉	宮崎市	2018年
27	株式会社 アイネットサポート宮崎	コールセンター業	宮崎市	2018年





プラチナくるみん認定企業一覧

認定企業数 1社

認定件数	企業名	業種	所在地(市町村)	認定年
1	株式会社 旭化成アビリティ	サービス業 (他に分類されないもの)	延岡市	2016年



記者発表メモ

本日の記者発表の内容につきましては、宮崎労働局のHPにも同時掲載しています。

宮崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



- 5/30 第2回みやざき働き方改革推進会議(宮崎合同庁舎2階大会議室 15～17時)
- 6/4 次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階局長室 13:30～14:00)
- 6/4 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル 13～16時)
- 6/21 合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30～15:10)



報道関係者 各位

平成30年5月24日（木）

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室

室長 丸山 太一

監理官 多田真理子

室長補佐 谷宮 俊実

【連絡先】 0985(38)8821

【FAX】 0985(38)5028

第2回みやざき働き方改革推進会議開催

～中小企業における働き方改革を支援します～

宮崎県内で働くすべての人の労働環境や処遇の改善を図り、また、働き方の効率化や創造力の発揮による生産性の向上の実現を目指して「働き方改革」の取組を維持することを目標として、「みやざき働き方改革推進会議」を設置し、昨年12月に第1回会議を開催いたしました。

今般、第2回みやざき働き方改革推進会議を以下のとおり開催します。

第2回みやざき働き方改革推進会議

1. 日 時 平成30年5月30日（水） 15時00分～17時00分

2. 場 所 宮崎合同庁舎 2階 共用会議室

（宮崎市橘通東3丁目1番22号 ☎0985-38-8821）

3. 議題

テーマ

「中小企業における働き方を推進するための支援について」

(1) 説明

➤関係機関における『働き方改革』推進支援の取組状況について

(2) 講演

➤企業の取組事例（株式会社 グローバル・クリーン）

(3) 意見交換

※当日、取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです。

添付資料

資料1 「みやざき働き方改革推進会議」設置要綱

資料2 「みやざき働き方改革推進会議」委員名簿

「みやざき働き方改革推進会議」設置要綱

(設置目的)

第1条

若者や女性、非正規雇用労働者を始めとする宮崎県内で働くすべての人の労働環境や処遇の改善を図り、また、働き方の効率化や創造力の発揮による生産性向上の実現を目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍促進、長時間労働の抑制等の「働き方改革」に関する施策を推進するために、「みやざき働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 働き方に関する地域の課題等の調査・把握及び分析に関すること。
- (2) 働き方改革の普及及び啓発に関すること。
- (3) 働き方改革の推進に係る施策の計画及び実施に関すること。
- (4) 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携に関すること。
- (5) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条

推進会議は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

- 2 推進会議に議長を置き、宮崎労働局長をもって充てる。
議長は推進会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 推進会議に議長代理を置き、宮崎労働局総務部長をもって充てる。
議長代理は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 推進会議に委員を置き、構成団体が指名する者をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じて新たに委員を選任し、あるいは解任することができる。

(会議)

第4条

推進会議の会議（以下「会議」という。）は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の司会は、議長をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

(庶務)

第5条

推進会議の庶務は、宮崎労働局雇用環境・均等室において処理する。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行する。

別表（第3条関係）

	構成団体名
1	宮崎県経営者協会
2	宮崎県商工会議所連合会
3	宮崎県商工会連合会
4	宮崎県中小企業団体中央会
5	宮崎県工業会
6	宮崎県中小企業家同友会
7	日本労働組合総連合会宮崎県連合会
8	国立大学法人宮崎大学
9	宮崎県農業協同組合中央会
10	宮崎県森林組合連合会
11	宮崎県漁業協同組合連合会
12	宮崎県銀行協会
13	宮崎県信用金庫協会
14	全国健康保険協会宮崎支部
15	九州経済産業局
16	宮崎県
17	宮崎労働局

みやざき働き方改革推進会議 委員名簿

	所属名	役職名	委員名
1	宮崎県経営者協会	顧問	工藤 久昭
2	一般社団法人 宮崎県商工会議所連合会	専務理事	豊島 美敏
3	宮崎県商工会連合会	専務理事	奥野 信利
4	宮崎県中小企業団体中央会	専務理事	小八重 英
5	一般社団法人 宮崎県工業会	専務理事	黒木 裕孝
6	宮崎県中小企業家同友会	事務局長	結城 美佳
7	日本労働組合総連合会宮崎県連合会	会長	中川 育江
8	国立大学法人宮崎大学	理事・副学長	伊達 紫
9	宮崎県農業協同組合中央会	専務理事	三田井 研一
10	宮崎県森林組合連合会	代表理事専務	上米良 真
11	宮崎県漁業協同組合連合会	専務理事	妹尾 秀彦
12	一般社団法人 宮崎県銀行協会	常務理事	永野 貴士
13	宮崎県信用金庫協会	都城信用金庫 常勤理事	高橋 吉朗
14	全国健康保険協会宮崎支部	支部長	比嘉 廉太
15	九州経済産業局	産業人材政策担当参事官	緒方 孝範
16	宮崎県	商工観光労働部次長	中原 光晴
17	宮崎労働局 (議長)	局長	吉田 研一
	宮崎労働局 (議長代理)	総務部長	西村 直樹



記者発表メモ

本日の記者発表の内容につきましては、宮崎労働局のHPにも同時掲載しています。

宮崎労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>



- 5/30 第2回みやざき働き方改革推進会議(宮崎合同庁舎2階大会議室 15～17時)
- 6/4 次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階局長室 13:30～14:00)
- 6/4 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル 13～16時)
- 6/21 合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30～15:10)

平成30年6月 宮崎労働局・監督署・安定所(ハローワーク)主要行事予定表

6月		主要行事(労働局・監督署・安定所)
1	金	
2	土	
3	日	
4	月	次世代法に基づく認定通知書交付式(宮崎合同庁舎5階 宮崎労働局 局長室 13:30~14:00) 大学等就職面接会(宮崎観光ホテル13:00~16:00)
5	火	
6	水	
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	
18	月	
19	火	
20	水	
21	木	合同会社説明会(南郷ハートフルセンター13:30~15:10)
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	水	
28	木	
29	金	
30	土	
備考		